

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の諸謝金の支給に関しては、別の規程に定めるものほか、この規定の定めるところによる。

(意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会等とは、センターが各設置規程等に基づき設置する各委員会、会議等をいう。
- (2) 委員とは、専門部会及び委員会等の委員として委嘱された者のうち理事及び監事の委員を除いたものをいう。
- (3) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいう。

(諸謝金の支給及び額)

第3条 委員として委員会等に出席したときは、諸謝金として日額1,500円を支給する。

2 講習会等の講師等として委員会等に出席した者への諸謝金については、予算の定める範囲内において会長が定める。

(費用)

第4条 前条第1項、第2項のいずれかに該当する場合の費用については、その実費を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。